



CONTENTS

・令和元年度成人式	2
・新年のあいさつ	3
・村からのお知らせ	4～16
・保健相談センター	17
・暮らしの情報	18～19
・カレンダー	20
・話題あれこれ	21
・イベント	22

祝 成人おめでとう 榛東村



成人おめでとう

令和元年度成人式



1月12日(日)、南部コミュニティセンターで令和元年度榛東村成人式が開催されました。今年、成人を迎えたのは、平成11年4月2日から平成12年4月1日までに生まれた211人でした。

129人が出席した式典では、真塩村長が「育ててくれた皆さんへの感謝を忘れることなく、さまざまな経験を積んで成長してほしい。成人したことで、守られてきた立場から、守る立場に変わり、家族、地域のために若い力で頑張してほしい」と話されました。その後、中学校時代の恩師から新成人たちへメッセージが贈られたほか、榛東ふるさと太鼓による記念演奏が披露され、新成人としての新たな門出を祝福しました。また、新成人代表として清水 優人さん(元生徒会長)が、お礼の言葉を述べました。



新年のあいさつ

更なる村の発展のために

榛東村長 真塩 卓



新年、明けましておめでとうございます。

令和2年の新春を健やかに迎えになったこと心からお慶び申し上げます。また、昨年中は村政への温かいご理解と協力を賜り、厚く御礼申し上げます。

昨年は、天皇陛下が御即位され「平成」から「令和」へと元号が変わる特別な年になりました。また、村では、村制施行60周年という大きな節目を迎えた年でもありました。大変喜ばしい年であった反面、多くの地域が災害に見舞われ、台風による河川氾濫や土砂災害など、東日本を中心に甚大な被害をもたらしました。想定外とされる災害への対応は、行政はもとより、地域の協力が不可欠です。自助・共助・公助の連携があつて対応できるものです。昨年12月には、災害時における対応強化のため、榛名女子学園と「災害時における協力に関する協定」を締結いたしました。村民の皆様にも、事前の備えをお願いしたいと思っております。

ピックが開催されます。昨年行われたラグビーワールドカップと同様に、世界中から多くの方が訪れ、日本全体を盛り上げてくれることと思います。また、4月からは大型観光キャンペーンである群馬ディスプレイネーションキャンペーンが開催され、全国から群馬へ訪れる方が増えることが予想されます。県と連携して、交流人口や関係人口の創出を図りたいと考えています。

少子化や人口減少の進行、厳しい財政状況など多くの課題を抱えている中、第6次榛東村総合計画が前期基本計画の最終年を迎えます。計画で掲げる村の将来像「子どもに夢を、みんなに福祉と安心を」の実現のため、初心に立ち返り、堅実に各施策を進めて参ります。

まずは、令和2年度から子どもの医療費無償化を高校生まで拡充します。そして、給食センター・中央コミセンの移転・新築とともに、現在、整備が進められている上毛大橋（駒寄IC）延伸道路や開通した高崎渋川バイパスのアクセス道路の整備を進め、住民福祉の増進・暮らしやすさの向上を図ります。村の発展のため、村民の皆様と一丸となって取り組んで参ります。ご協力の程よろしくお願ひ申し上げます。

結びに、本年が皆様にとりまして最良の年となりますようお願い申し上げます。新年の挨拶いたします。

役割と責任を自覚しながら

榛東村議会議員 南 千晴



新年、明けましておめでとうございます。

村民の皆様におかれましては、健やかに新年をお迎えのこととお慶び申し上げます。また、日頃より議会に對しまして、格別のご理解とご協力を賜り、心からお礼申し上げます。

昨年は、天皇陛下が御即位され、新たな元号である令和という時代が始まりました。平成に続いて戦争のない平和な時代となることを願うとともに、日本各地に甚大な被害をもたらしました豪雨や暴風などの自然災害により被災された皆様へ、1日も早く安心できる生活に戻れることを心からお祈り申し上げます。

さて、我が国では人口減少社会を迎え、昨年の出生数は86万4千人と統計開始以来初めて90万人を下回り、自然減も51万2千人と、人口減が加速しています。加えて、東京一極集中も止まらず、地方における人材不足にも繋がっております。地方議会においても投票率

の低下や無投票当選の割合の増加等により議員のなり手不足等の課題が深刻化しています。

他方、選挙権が18歳となつてから、若者の政治参加への機運を高める取組が広がりをみせ、一昨年に成立した政治分野における男女共同参画推進法も、女性の政治参加や女性の立候補者の増加を後押ししています。このような中で、私も議会も多様な民意を集約し、行政に反映することができるよう、議会への多様な人材の参画促進に取り組みと同時に、将来の議会のあるべき姿を議論していく必要があります。

本年も引き続き、議会のあり方検討特別委員会や議会基本条例調査検討特別委員会で、議会のあり方や基本原則を定めるための調査研究を進めて参ります。そして、来る3月定例会では、令和2年度の予算を審議いたします。村民の代表機関であるという役割と責任を自覚しながら、村の課題と向き合い、村民の皆様のご期待に応えるよう全力を尽くして参りますので、なお一層のご支援、ご協力を賜りますよう、心からお願ひ申し上げます。

結びに、本年が平和な年となりますよう願うと共に、村民の皆様のご多幸を心からお祈り申し上げます。年頭の挨拶いたします。



赤い羽根、歳末たすけあい募金にご協力ありがとうございました

問い合わせ先/住民生活課 ☎54-2211 (内線132)

令和元年度の赤い羽根、歳末たすけあい、法人・個人の各募金については、総額4,039,895円という多額の浄財が寄せられました。この尊い浄財は、村や県の社会福祉協議会事業などに有効に活用し、福祉の向上を図ります。

ご協力ありがとうございました。

(敬称略・順不同)

○法人募金

- 5万円 ぐん・せい建商(株)
- 3万円 (有)榛東葬祭センター、綜建産業(株)、(株)オーケーコーポレーション、南榛工業(株)
- 2万円 三峰工業(株)
- 1万円 (株)岩田、千木良建設(株)、(有)小林輪店、深井無線工業(株)前橋工場、(有)東洋フイル、(有)小林水道工事店、(株)榛建工、(株)卯三郎こけし、(有)榛東工業、(有)善養寺工務店、(有)美善工務店、(有)田村運送、高田建設(株)、根岸建設(株)、(株)榎本鉄工所、(有)マシモ開発、(有)サイトウ・デンキ、(株)サン・クリーニング、(株)牧口鉄工所、(株)タナカ設備工事、(株)白子榛名工場、上野原生産森林組合、(株)榛東運輸、浅見水道(株)、(株)サンレジン、(株)牧口エンジニアリング、(株)清水水道、岩崎建設(株)、(株)萩原産業、(株)重枝建機、猫の手(株)、(有)北榛自動車、(有)相馬園、(有)一倉商店、(有)小野関製作所、(株)一倉総業、(株)岡部建設、(有)マルコー商事、(株)とみつね、(株)一倉製作所、富澤石油(株)、(株)三機工、廣橋建設(株)、(有)三国断熱、(有)クラフトガーデン、(有)田島組、サラフジ(株)、(有)下田農機商会、下田工設(株)
- 5千円 地球屋、三国コンクリート工業(株)、ミツマタ建設(株)、群馬葡萄酒(株)、(有)柳岡工務店、(有)小山建材、北群渋川農業協同組合榛東支所、(株)群馬銀行榛東支店、(有)萩原紙器、(有)羽鳥製材所、(有)遠藤建設、(株)曾根建設、(有)インテリアハルナ、(有)榛東建材工業、前橋精密工業(株)、榊原機械(株)、(有)ハルナ油脂商会、高橋モータース、(有)萩原自動車整備工場、(有)トツカクリーニング、(有)中華大榛、松栄産業(株)、(有)ハヤシデンキ、グリーントップ(株)、(株)キシケン、(株)新東、(有)岡本重機溶接工業、(株)荻野製作所、(株)ヒカリ物産、(有)久仁精機、(株)セレネティ、(有)清水モータース、(株)大利根建機、(有)永塩、(有)ウイルコーポレーション、アクザワファーム(株)、(有)メディカルオール、ミナミ電工
- 3千円 (有)群馬サポート、上州神輿製造業協同組合、(有)群馬榛名園、(有)榛名モータースポーツランド、(有)キタメン、群馬モールド(株)、(株)マルミ、(株)光工機、アサヒ(有)、(株)ニッセイ群馬、(有)ハルナ工芸
- 2千円 (株)アライヘルメット榛東
- 1千円 (有)長壁工業

○個人募金

- 1万円 民宿しおざわ、菊地医院、柳澤寺、あおば歯科医院、立見商店、ごとう接骨院、今井一良、浅見一彦、小林新聞店、リカー&フードすぎた、高橋獣医科医院、原澤益子
- 5千円 ひらしま歯科、金井建築、萩原綿ふとん店、シミズ自動車钣金塗装、ユアサデンキ、星野準(桃井郵便局)、榛東さいとう医院、小料理小政、大川食堂(小山雄二)、飯塚屋、関口益夫(とんかつすみ)、加藤明、富澤酒店、つつじが丘電器、生方勇二、酒井弘
- 3千円 いちごハウスしみず(清水草弘)、毛利多、浅見建設工業、かね八、榛東わかばクリニック、加藤接骨院、松岡勘、小山隆弘、理容室さわ、カットハウスYAE、川浦理容店
- 2千円 つつじが丘英会話教室
- 1千円 セブンイレブン榛東山子田店、美容室ブロッサム、宮本カイロプラティック院

○職域・学校・その他

- 小・中学校…………… 55,139円
- 相馬原駐屯地…………… 105,900円
- 社会福祉協議会・役場職員…………… 16,539円
- 役場募金箱…………… 1,017円

赤い羽根募金・歳末たすけあい募金

区	赤い羽根募金	歳末たすけあい募金
1	44,100円	45,000円
2	39,300円	39,300円
3	55,500円	55,500円
4	48,300円	49,200円
5	59,100円	59,400円
6	57,900円	58,200円
7	106,500円	106,200円
8	56,700円	56,700円
9	146,400円	146,400円
10	92,700円	92,700円
11	66,300円	66,600円
12	36,000円	36,000円
13	46,200円	46,500円
14	70,800円	70,800円
15	72,900円	72,900円
16	60,000円	60,000円
17	44,700円	44,700円
18	60,300円	60,000円
19	39,900円	40,500円
20	81,000円	81,000円
21	67,200円	67,200円
その他		10,000円
計	1,351,800円	1,364,800円

※その他…榛東山草会 10,000円

子ども・子育て支援事業計画パブリックコメントを募集します

問い合わせ先／住民生活課（☎54-2211 内線131）



第2期榛東村子ども・子育て支援事業計画策定のため、パブリックコメントを募集します。

- | | |
|--|--|
| ■計画名
第2期榛東村子ども・子育て支援事業計画 | ■計画案の公表場所
榛東村ホームページ、住民生活課窓口 |
| ■意見の提出方法
郵便、ファクシミリ、電子メール、住民生活課窓口へ書面提出 | ■意見の提出先
〒370-3593
群馬県北群馬郡榛東村新井790-1
F a x : 0279-54-8225
メール : jyumin@vill.shinto.gunma.jp |
| ■意見の提出・公表期間
令和2年1月25日から令和2年2月24日まで | |

しんとう若者会議（仮称）の参加者を募集します

問い合わせ先／産業振興課（☎54-2211 内線225）

（メール sangyou@vill.shinto.gunma.jp）



「村をもっと盛り上げたい」、「村のために何かしたい」そんな思いを持っている若い世代のみなさんでアイデアを出し合い、まちづくりを考えていきましょう。

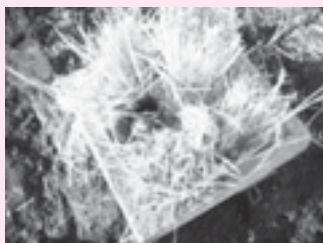
- | | |
|--|--|
| ■対 象
榛東村が大好きで、村のために何かやりたい、同世代の若者と交流したいという考えをお持ちの方で、20～49歳の方（村内外問わず） | ■参加費
無料（交通費等は自己負担） |
| ■定 員
20名程度 | ■会 議
年10回程度
（会議やフィールドワーク、視察等も含む） |
| | ■申し込み
2月21日（金）までにメールまたは電話で産業振興課へ |

群馬用水給水弁の保護をお願いします

問い合わせ先／産業振興課（☎54-2211 内線224）



冬期は、凍結により給水弁の破損や漏水事故が多く発生します。給水弁は、群馬用水組合員個人の管理物となりますので、ワラや布などをマスに詰めて凍結防止対策を行ってください。





申告は正しく期間内に

問い合わせ先／税務課 (☎54-2211 内線164)

所得税および復興特別所得税の確定申告ならびに村県民税の申告の時期となりました。以下の内容、次ページのフローチャートなどをご確認いただき、申告が必要な方は必要書類などをご準備のうえ期間内に正しく申告を行ってください。

なお、申告が必要な方が申告を失念したり誤った申告などをすると、後日、不足する税金を納税するだけでなく、加算税や延滞税が課される場合がありますので注意してください。

申告期間…令和2年2月17日(月)から令和2年3月16日(月)まで

○所得税および復興特別所得税の確定申告が必要な方

次のいずれかに該当する方は、所得税および復興特別所得税の確定申告が必要です。

①令和元年(平成31年)中に次の所得がある方

- ・ 営業、農業等の事業所得
- ・ 不動産所得
- ・ 土地、建物などの資産の売却による譲渡所得
- ・ 上記以外の所得(配当所得、株式等の譲渡所得、一時所得、雑所得など)

※ただし、令和元年(平成31年)中の所得金額より所得税の控除(基礎控除、配偶者控除、扶養控除など)の合計額が大きい方は確定申告は必要ありません。

②令和元年(平成31年)中の給与の収入額が2,000万円を超える方

③令和元年(平成31年)中に支払を受けた年末調整がされていない給与の収入額と「給与所得と退職所得」以外の所得金額の合計が20万円を超える方

④年末調整が誤っていた方

また、確定申告をする必要がない方でも、雑損控除、医療費控除、寄附金控除、住宅借入金等特別控除などの控除を適用し、所得税および復興特別所得税の還付を受けるために確定申告をすることができます。

○村県民税の申告が必要な方

令和2年1月1日現在に榛東村に住所がある方は、村県民税の申告が必要となります。

ただし、次のいずれかに該当する方は村県民税の申告は不要となります。

①令和元年(平成31年)中に収入がない方

②税法上の「被扶養者」となっている方

③収入が公的年金等のみで、日本年金機構などの年金支払者から源泉徴収票がお手元に届いている方

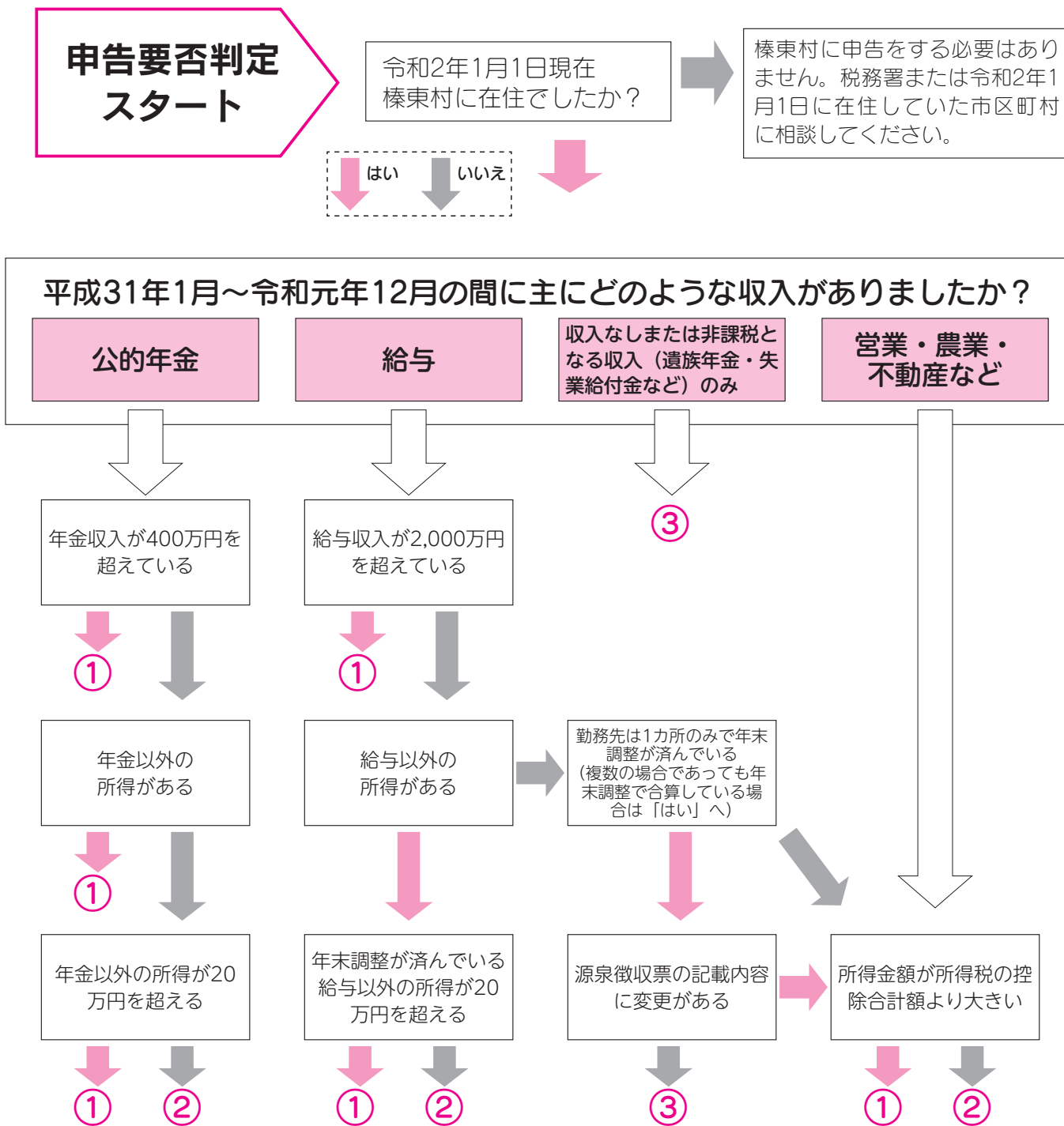
④収入が給与収入のみで、勤務先から源泉徴収票がお手元に届いており、かつ、その源泉徴収票について年末調整が済んでいる方(年末調整の済・未済については、源泉徴収票を発行した勤務先にお問い合わせください)

⑤確定申告書を税務署に提出する方

なお、村県民税の申告が不要な方であっても、次のいずれかに該当するときは村県民税の申告が必要となる場合があります。

- ・ 上記①に該当する方で榛東村国民健康保険に加入しているもしくは加入する予定がある場合またはその世帯の世帯主である場合
- ・ 上記①または②に該当する方で所得証明書、課税証明書などの所得・税に関する証明が必要な場合
- ・ 行政上の支援・軽減措置などを受ける場合
- ・ 医療費控除、未適用の生命保険料控除などの控除の適用を受ける場合

申告は必要？不要？



判定結果

①	所得税・復興特別所得税の確定申告が必要です。（※1）
②	村県民税の申告が必要です（※2）
③	所得税の確定申告・村県民税の申告は不要です（※2・※3）

※1 所得税・復興特別所得税の確定申告を行った場合は、村県民税の申告は必要ありません。

※2 所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合は、確定申告が必要です。

※3 所得証明書・課税証明書などの証明書が必要な場合、行政上の支援・軽減措置（国民健康保険税の軽減、国民年金保険料の免除など）を受ける場合には、村県民税の申告が必要となることがあります。

この判定結果は簡易的な方法によるものです。ご自身の所得の種類、前ページのご案内を必ずご確認ください必要な申告を行ってください。

申告相談会場のご案内

「所得税・復興特別所得税」および「村県民税」の申告相談の会場は以下のとおりとなります。各会場で受付ができる申告が異なりますので利用される場合は、ご注意ください。また、国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」（14ページ参照）を利用しご自身で申告書を作成し提出することもできます。

① ビエント高崎 エクセルホール

【受付ができる申告】

所得税および復興特別所得税、個人消費税、贈与税等に係る申告

【期間】

令和2年2月17日（月）から3月16日（月）まで（土・日を除きます）

ただし、2月24日（月・祝）および3月1日（日）は開場します

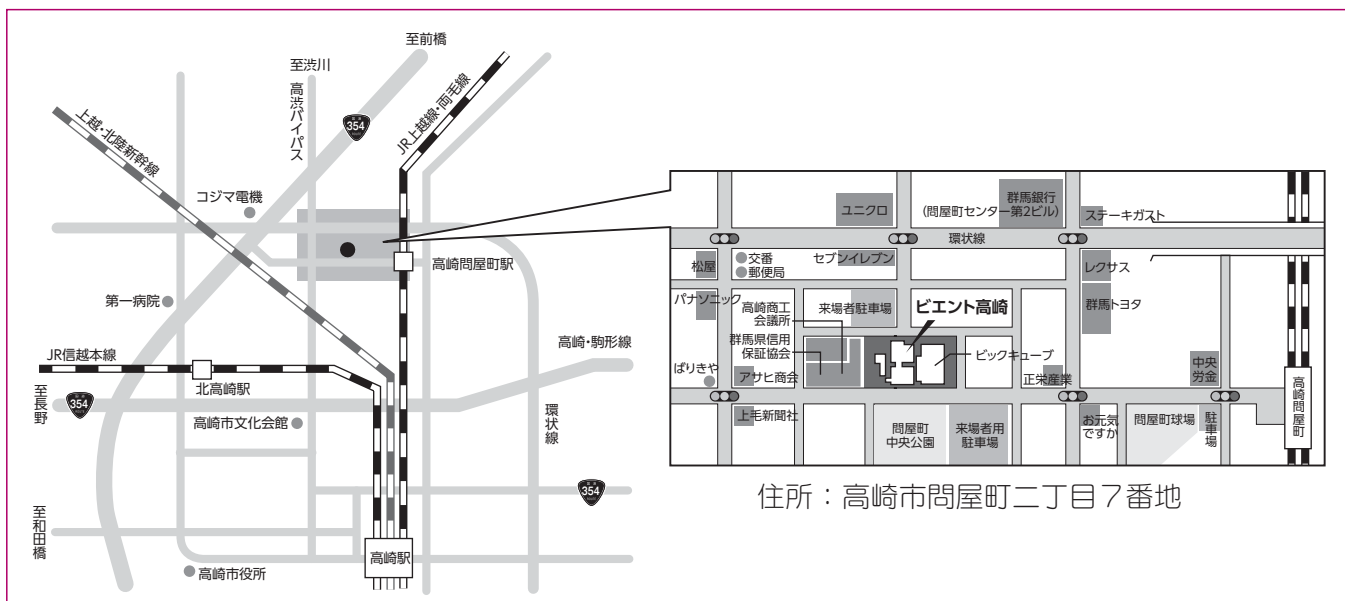
【受付時間】

9時から16時まで

【問い合わせ先】

高崎税務署 個人課税第一部門 電話：027-322-4711

ビエント高崎エクセルホールのご案内



② 榛東村役場 1階村民ホール

【受付ができる申告】

村県民税、所得税および復興特別所得税に係る申告

※一部の申告は受付できません（次ページ参照）

【期間】

令和2年2月17日（月）から3月16日（月）まで（土・日・祝日を除きます）

【受付時間】

午前の部 8時30分から11時30分まで

午後の部 13時から16時まで

【問い合わせ先】

榛東村税務課 住民税係 ☎0279-54-2211 内線164

榛東村役場で受付ができない申告

- ・住宅借入金等特別控除に係る申告（2年目以降は受付ができます。ただし、連帯債務の場合は2年目以降も受付できません。）
- ・土地建物等の不動産譲渡所得を含む申告
- ・各種住宅税制（住宅耐震改修特別控除・住宅特定改修特別税額控除・認定住宅新築等特別税額控除など）に係る申告
- ・株式等に係る譲渡所得等を含む申告
- ・上場株式等に係る配当所得を含む申告
- ・先物取引に係る雑所得等を含む申告
- ・山林所得を含む申告
- ・仮想通貨に係る申告
- ・青色申告
- ・消費税の申告
- ・贈与税・相続税の申告
- ・令和元年（平成31年）分以外の申告
- ・令和2年1月1日現在において他市区町村住所登録者（榛東村に住所登録がない方）の申告
- ・複雑または特殊な申告

※榛東村役場での申告相談は、多くの方の申告を受け付けるため、受付ができる申告を調整しています。ご了承ください。

【申告相談区割表】

申告相談日	午前の部	午後の部	申告相談日	午前の部	午後の部
令和2年2月17日（月）	1区	3区	令和2年3月3日（火）	12区・21区	11区
令和2年2月18日（火）	2区・3区	1区	令和2年3月4日（水）	20区	12区・21区
令和2年2月19日（水）	4区	2区	令和2年3月5日（木）	13区	20区
令和2年2月20日（木）	5区	4区	令和2年3月6日（金）	14区	13区
令和2年2月21日（金）	6区	5区	令和2年3月9日（月）	15区	14区
令和2年2月25日（火）	7区	6区	令和2年3月10日（火）	16区	15区
令和2年2月26日（水）	8区	7区	令和2年3月11日（水）	17区	16区
令和2年2月27日（木）	9区	8区	令和2年3月12日（木）	18区	17区・19区
令和2年2月28日（金）	10区	9区	令和2年3月13日（金）	19区	18区
令和2年3月2日（月）	11区	10区	令和2年3月16日（月）	指定なし	

※お住まいの行政区の指定日以外の日でも受付はできますが、混雑緩和のためなるべく指定された日にお出かけください。

「申告相談のお知らせ」の郵送中止について

1月上旬から中旬にかけて各世帯へ郵送していた「申告相談のお知らせ」は、昨年から郵送しておりませんのでご了承ください。

榛東村役場での申告相談について

申告は、所得や控除の状況を最もよく知っている申告者自身が申告者自身の責任により申告書を作成し、定められた期間内に申告（申告書の提出）および納税を行うことが原則となります。

榛東村役場での申告相談は、上記の原則をふまえ、来場者からの所得、控除にかかる申告（申し出）に基づく「申告書の作成補助」となりますので、ご理解のうえご利用ください。

なお、来場の前に事業所得にかかる収支内訳書、医療費控除の明細書などの申告に必要な書類を必ず作成してきてください。作成していない場合は、申告相談会場へのご案内が作成後となりますのでご注意ください。

申告に必要なもの

以下に記載しているものは、榛東村役場（村民ホール）で受付ができる申告について必要な書類となります。ビエント高崎での申告では、その内容によって、以下に掲載している以外の書類等が必要となる場合があります。必要な書類などについては、高崎税務署へお問い合わせください。

1 はんこ（朱肉を使用するもの）

※ゴム印などのインクによるもの（シャチハタなど）は不可

2 個人番号（マイナンバー）および身元確認ができるもの

個人番号確認書類	マイナンバーカード 個人番号通知カード 個人番号が記載されている住民票の写し など
身元確認書類	マイナンバーカード 運転免許証 健康保険証 など

3 税務署から送付されている『確定申告のお知らせ』

※お知らせ（圧着はがき）が税務署から送付されている方のみ

4 所得税・復興特別所得税の還付を受ける場合に必要なもの

・預金通帳などの口座情報（金融機関名、支店名、種目）が確認できるもの

※還付口座は、申告者本人名義のものに限られます。

5 所得税・復興特別所得税の納付を口座振替で行う場合に必要なもの

・預金通帳などの口座情報（金融機関名、支店名、種目）が確認できるもの

・口座振替を行う口座の届出印

平成 年分 医療費控除の明細書【内訳書】

※この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制は受けられません。

住 所 _____ 氏 名 _____

1 医療費通知に関する事項

医療費通知(※)を添付する場合、右記の(1)～(3)を記入します。

※医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の6項目が記載されたものをいいます。

(例：健康保険組合等が発行する「医療費のお知らせ」)

- ①被保険者等の氏名、②療費を受けた年月、③療費を受けた者、
④療費を受けた病院・診療所・薬局等の名称、⑤被保険者等が
支払った医療費の額、⑥被保険者等の名称

(1) 医療費通知に記載された医療費の額	(2) (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	(3) (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
円	円	円

2 医療費(上記1以外)の明細

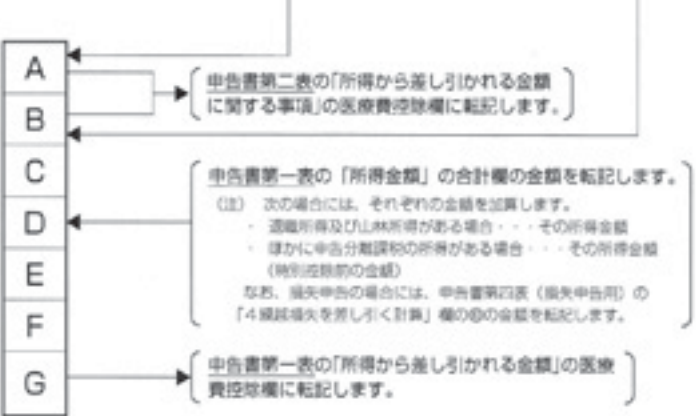
「領収書1枚」ごとではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
		<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> その他の医療費	円	円
2 の 合 計			円	円

医療費の合計	A	(2+3) 円	B	(4+5) 円
--------	---	---------	---	---------

3 控除額の計算

支払った医療費 (合計)	円
保険金などで補てんされる金額	
差引金額 (A - B)	(赤字のときは0円)
所得金額の合計額	
④ × 0.05	(赤字のときは0円)
④と10万円のいずれか少ない方の金額	
医療費控除額 (C - E)	(最高200万円、赤字のときは0円)



この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

重要なお知らせ

平成29年分の確定申告から、「医療費控除の明細書」の添付が必要となり、医療費の領収書の添付又は提示は必要ありません。

ただし、明細書の記入内容の確認のため、確定申告期限等から5年間、税務署から領収書（医療費通知に係るものを除きます。）の提示又は提出を求める場合がありますので、領収書はご自宅等で保管してください。

※令和元年分の確定申告までは、領収書の添付又は提示によることもできます。

医療費控除の明細書の記載要領

この明細書は、所得税法第73条（医療費控除）の適用を受ける場合に使用します。この控除を受ける方は、セルフメディケーション税制による医療費控除の特例を受けることができませんので、ご注意ください。

1 医療費通知に関する事項

医療費通知を添付する場合、(1)～(3)を記入します。

※1 医療費通知とは、医療保険者が発行する医療費の額等を通知する書類で、次の事項が記載されたものをいいます。

- ①被保険者等の氏名 ②療養を受けた年月 ③療養を受けた者 ④療養を受けた病院、診療所、薬局等の名称
⑤被保険者等が支払った医療費の額 ⑥保険者等の名称

※2 自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費に関する医療費通知に限ります。

(1)「医療費通知に記載された医療費の額」欄

自己が負担した医療費の合計額を記入します。通知が複数ある場合は、全て合計し記入します。

(2)「(1)のうち、その年中に実際に支払った医療費の額」欄

(1)の医療費のうち、その年中に実際に支払った医療費の合計額を記入します。

※ 医療費通知に記載された医療費の額は、実際に支払った金額と異なる場合がありますので、領収書をご確認ください。

(3)「(2)のうち、生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

生命保険契約、損害保険契約又は健康保険法の規定等に基づき受け取った保険金や給付金（入院費給付金、出産育児一時金、高額療養費など）がある場合に、その金額を記入します。

※ 保険金などで補てんされる金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても、他の医療費からは差し引きません。

記入例

① 医療費通知に記載された医療費の額	② (1)のうちその年中に実際に支払った医療費の額	③ (2)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
176,584 円	153,300 円	円

医療費通知に記載された自己負担額の合計額を記入します。

(1)で記入した医療費のうち、その年中に実際に支払った金額を領収書等で確認し、合計額を記入します。

(2)の医療費について、保険金などを受け取った場合は、その金額を記入します。

2 医療費(上記①以外)の明細

その年中に自己又は生計を一にする配偶者その他の親族のために支払った医療費について、領収書から必要事項を記入します。なお、「領収書1枚」ことではなく、「医療を受けた方」・「病院等」ごとにまとめて記入できます。

(「1 医療費通知に関する事項」に記入したものについては、記入しなくてください。)

(1)「医療を受けた方の氏名」欄

医療を受けた方の氏名を記入します。

(2)「病院・薬局などの支払先の名称」欄

診療を受けた病院や医薬品を購入した薬局などの支払先の名称を記入します。

(3)「医療費の区分」欄

医療費の内容として該当するものを全てチェックします。

(4)「支払った医療費の額」欄

医療費控除の対象となる金額を記入します。

(5)「(4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額」欄

上記①(3)と同様です。

例 国税太郎さんが〇△病院に入院した場合

2月18日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
5月28日 診療：6,500円 通院費(JR、〇〇バス) 往復780円
〇△病院計：12,000円 通院費計：1,560円

※ 「(3)その他の医療費」欄は、例えば、通院費、医療用器具の購入(いずれも通常必要なものに限ります。)などがある場合にチェックします。

※ 通院費の支払先が乗り継ぎ等により複数ある場合には、記入例のようにまとめて記入しても差し支えありません。

※ 控除の対象となる医療費の範囲など、詳しくはパンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

記入例

(1) 医療を受けた方の氏名	(2) 病院・薬局などの支払先の名称	(3) 医療費の区分	(4) 支払った医療費の額	(5) (4)のうち生命保険や社会保険などで補てんされる金額
国税 太郎	〇△病院	<input checked="" type="checkbox"/> 診療・治療 <input checked="" type="checkbox"/> 医薬品購入 <input type="checkbox"/> 介護保険サービス <input type="checkbox"/> その他の医療費	12,000 円	円
//	JR、〇〇バス	<input type="checkbox"/> 診療・治療 <input type="checkbox"/> 医薬品購入 <input checked="" type="checkbox"/> 介護保険サービス <input checked="" type="checkbox"/> その他の医療費	1,560	

添付又は提示が必要な書類

● この「医療費控除の明細書」(添付)

● 医療費通知(原本)「1 医療費通知に関する事項」に記入したものに限り(添付)

● 次の費用について医療費控除を受ける場合は、それぞれ該当する書類を取得する必要があります。

これらの書類に記載された①証明年月日、②証明書の名称及び③証明者の名称(医療機関名等)を明細書の購買の欄又は欄外余白などに記載することで、添付又は提示を省略しても差し支えありません。この場合、添付等を省略した証明書などは、確定申告期限等から5年経過後ご自宅等で保存する必要があります。

○ 寝たきりの人のおむつ代

※ おむつ代について医療費控除を受けることが2年を目処で介護保険の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。

医師が発行した「おむつ使用証明書」

○ 温泉利用型健康増進施設の利用料金

温泉療養証明書

○ 指定運動療法施設の利用料金

運動療法実施証明書

○ ストマ用器具の購入費用

ストマ用器具使用証明書

○ B型肝炎患者の介護に当たる同居の親族が受けるワクチンの接種費用

医師の診断書(その患者がB型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)

○ 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用

処方箋(医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする旨を記載したもの)

○ 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用

在宅介護費用証明書

医療費控除に関する詳しいことは、パンフレット「医療費控除を受けられる方へ」や国税庁ホームページをご覧ください。

医療費通知などの書類を添付する場合は、こちらに貼ってください。

6 令和元年（平成31年）中の所得がわかるもの

所得の種類	必要書類
給与所得 年金所得	給与または公的年金等の源泉徴収票
営業所得 農業所得 不動産所得	収支内訳書 ※必ず事前に作成してきてください。作成していない場合は、申告会場へのご案内が作成後となりますのでご注意ください。
雑所得 一時所得	収入金額、経費などがわかる書類

7 各種控除の適用を受ける場合に必要なもの

控除の種類	必要書類
社会保険料控除	国民健康保険税、健康保険料、厚生年金保険料、介護保険料、後期高齢者医療保険料、国民年金保険料、農業者年金保険料等の支払証明書、控除証明書、領収書などの支払金額を証明する書類
生命保険料控除	生命保険料、介護医療保険料、個人年金保険料の控除証明書などの支払金額を証明する書類
地震保険料控除	地震保険料（旧長期損害保険料を含む）の控除証明書などの支払金額を証明する書類
小規模企業共済等掛金控除	掛金などの支払額を証明する書類
医療費控除	医療費控除の明細書など ※明細書は、11ページに掲載していますので、申告の際にご使用ください。 （おむつ代を医療費控除に含める場合） 医師が証明したおむつ使用証明書またはおむつ代に係る医療費控除確認書（15ページ参照） （セルフメディケーション税制の適用を受ける場合） セルフメディケーション税制の明細書 「一定の取組」を証明する書類 ※セルフメディケーション税制の適用を受ける場合は通常の医療費控除の適用を受けることができません。 ※医療費控除の明細書、セルフメディケーション税制の明細書は、必ず事前に作成してきてください。作成していない場合は、申告会場へのご案内が作成後となりますのでご注意ください。
障害者控除	身体障害者手帳、療育手帳、精神障害者保健福祉手帳、戦傷病者手帳、障害者控除対象者認定書（15ページ参照）など
住宅借入金等特別控除	特定増改築等住宅借入金等特別控除額の計算明細書 金融機関等が発行する住宅取得資金にかかる借入金の年末残高等証明書
寄附金控除	寄附した団体などから交付される寄附金の受領証など

税務署からのお知らせ

医療費控除に関する明細書の提出義務化について

平成29年分の確定申告から医療費控除は領収書の提出が不要となり、代わりに「医療費控除の明細書」の添付が必要となりました。税務署から記載内容の確認を求められる場合がありますので領収書は確定申告の期限から5年間保存してください。

なお、令和元年（平成31年）分の確定申告までは、従来どおり領収書の添付または提示によることができます。

配偶者控除・配偶者特別控除の改正について

平成30年分の確定申告から配偶者控除の控除額が改正されたほか、給与所得者の合計所得金額が1,000万円（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が1,220万円）を超える場合には、配偶者控除の適用を受けることができなくなりました（改正前：給与所得者の合計所得金額の制限なし）。また、配偶者特別控除の控除額が改正されたほか、対象となる配偶者の合計所得金額が38万円超123万円以下（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超201万6千円未満）となりました（改正前：38万円超76万円未満（給与所得だけの場合は給与等の収入金額が103万円超141万円未満））。

公的年金等受給者に係る確定申告不要制度について

公的年金等の収入額の合計額が400万円以下であり、かつ、公的年金等に係る雑所得以外の所得金額が20万円以下であるときは、所得税の確定申告を行う必要はありません。ただし、所得税の還付を受ける場合は確定申告が必要となります。

また、平成27年分以後は、外国の制度に基づき国外において支払われる年金など源泉徴収の対象とならない公的年金等を受給されている方は、この制度は適用されません。

ふるさと納税ワンストップ特例を申請した方の申告について

ふるさと納税を行い寄附金税額控除に係る申告の特例（ふるさと納税ワンストップ特例）の申請を行った方で、医療費控除等の控除の適用を受けるためなどで確定申告を行う場合には、ふるさと納税に係る寄附金控除も含めて申告しないと寄附金控除が適用されませんので注意してください。

確定申告書等作成コーナーのご案内

申告会場は非常に混雑し、待ち時間が長時間になります。

国税庁ホームページ内の「確定申告書等作成コーナー」をご利用いただくと夜間休日問わずご自身の都合のよい時間に自宅等で確定申告書が作成できます。

作成した確定申告書は、e-TAXで送信または印刷のうえ郵送で提出することができます。ご自宅にプリンターがない場合でも、作成した確定申告書をPDF形式で保存すればコンビニ等のプリントサービス（有料）をご利用することで印刷することができます。

国税庁ホームページ <http://www.nta.go.jp>

【e-TAX・確定申告書等作成コーナーの操作方法などに関するお問い合わせ】

「e-TAX・作成コーナーヘルプデスク」へお問い合わせください

☎0570-01-5901 受付 月曜日～金曜日（祝日及び12月29日～1月3日を除く）

※時間については、国税庁ホームページでご確認ください

【確定申告に関する問い合わせ】

国税庁ホームページ「確定申告特集」をご覧ください。☎027-322-4711
お問い合わせください。

障害者控除対象者認定書を交付します

身体障害者手帳や療育手帳の交付を受けていない65歳以上の高齢者で、介護認定を受けていて身体障害者や知的障害者に準ずる方は、介護認定資料をもとに障害者控除の対象となるかを判定し、障害者控除の対象と認められる場合には「障害者控除対象者認定書」を申請に基づき交付します。

所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際にこの認定書を提示することで、本人または扶養者が障害者控除または特別障害者控除の適用を受けることができます。

■判定基準

区分	判定基準
障害者控除	・要介護度1～5で、屋内での生活はおおむね自立しているが、外出などは介助・介護を要する方 ・医療「人工肛門」または「人工膀胱」の処置に該当する方
特別障害者控除	・要介護度1～5で、日常生活に介助・介護を要する方 ・医療「透析」の処置に該当する方 ・視力「ほとんど見えない」に該当する方 ・聴力「ほとんど聞こえない」に該当する方

■申請方法

健康保険課で交付申請をしてください。その際、はんこ（本人以外が申請する場合は、申請する方のはんこ）が必要となりますので忘れずにお持ちください。本人と同居していない方が申請する場合は、本人の同意が必要となります。

■注意事項

すでに「身体障害者手帳」、「療育手帳」または「精神障害者手帳」の交付を受けている方は、この申請をする必要はありません。身体障害者手帳などを確定申告で提示することで、障害者控除などの適用を受けることができます。

交付された認定書は、障害者控除認定事由の存続期間中は有効となりますので、大切に保管してください。

おむつ代、2年目以降の医療費控除を受けるには

医師が必要と認めた場合の寝たきり者などのおむつ代は、医師が発行した「おむつ使用証明書」におむつ代の領収書を添付して提示することで、所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際に医療費控除の適用を受けることができます。おむつ代にかかる医療費控除の適用を受けるのが2年目以降の場合で、かつ本人が要介護認定を受けている場合は、医師が発行した「おむつ使用証明書」の代わりとして「おむつ代に係る医療費控除確認書」でも医療費控除の適用を受けることができます。

なお、確認書は介護保険主治医意見書の記載内容をもとに作成しますので、主治医意見書の記載内容によっては交付ができない場合があります。

■申請方法

健康保険課で交付申請をしてください。その際、はんこ（本人以外が申請する場合は、申請する方のはんこ）が必要となりますので忘れずにお持ちください。本人と同居していない方が申請する場合は、本人の同意が必要となります。

医療費控除を受ける前に、高額療養費の支給申請を

令和元年（平成31年）中に支払った医療費が一定額以上の場合、所得税および復興特別所得税の確定申告または村県民税の申告の際に医療費控除の適用を受けることができます。ただし、医療費控除の適用を受けるためには支払った医療費から「保険金などで補填される金額」を差し引く必要があります。「保険金などで補填される金額」には加入する健康保険から支給される「高額療養費」などが含まれます。高額療養費の支給対象となる方にはハガキでお知らせしていますが、通知の発送には、医療費の支払い後2～3ヶ月程度の期間を要します。年の後半（11月～12月頃）に高額な医療費を支払っている場合は、高額療養費の支給対象となる可能性がありますので、高額療養費の支給（補填される金額）の有無を確認したうえで医療費控除の適用を受けるようにしてください。もし、誤った内容により医療費控除の適用を受けた場合は、申告のやり直しなどを行わなければならないことがありますのでご注意ください。



1月新刊情報 中央公民館図書室

問い合わせ先/中央公民館 (☎54-2573)

利用時間 午前8時30分から午後5時まで 休館日 毎週月曜日・祝日			
書名	著者名	書名	著者名
《一般向け》		《子ども向け》	
「織細さん」の本	武田 友紀	おしりたんてい カレーなるじけん	トロール
シーソーモンスター	伊坂 幸太郎	ようかいとりものちょう八 天怪篇 肆	大崎 悌造
鹿の王 水底の橋	上橋 菜穂子	にちょうびは名探偵	杉山 亮
ジョン・マン 7 邂逅編	山本 一力	5分後に恋の結末	橘つばさ・桃戸ハル
さよならの儀式	宮部 みゆき	5秒後に意外な結末	桃戸 ハル 編著
希望の糸	東野 圭吾	オオイシさん	北村 直子
ガッツリ稼いで図太く生き残る! FX	水上 紀行	おかしになりたいピーマン	岩神 愛
ぼくはイエローでホワイトで、ちょっとブルー	ブレイディみかこ	わるものパパのだいだいだーいファン	板橋 雅弘
てんげんつう	畠中 恵	しゅつどう! しょうぼうたい	鎌田 歩
マジカルグランマ	柚木 麻子	さわるな! 猛毒危険生物のみみつ100	今泉 忠明 監修
百花	川村 元気	超キモイ! プキミ深海生物のみみつ100	石垣 幸二 監修
あとは切手を、一枚貼るだけ	小川洋子・堀江敏幸	かいけつゾロリのドラゴンたいじ 2	原 ゆたか
あふれでたのは やさしさだった	寮 美千子	ハーブ魔女とふしぎなかぎ	あんびる やすこ
のっけから失礼します	三浦 しをん	ナナのたんぼぽカーニバル	あんびる やすこ
華胥の幽夢 十二国記	小野 不由美	グレッグのダメ日記 13	ジェフ・キニー
あきない世傳 金と銀 七 碧流篇	高田 郁	ほねほねザウルス 20	ぐるーぷ・アンモナイツ
線は、僕を描く	砥上 裕將	みんなたいせつ 世界人権宣言の絵本	東 菜奈 構成・訳
美しき愚かものたちのタブロー	原田 マハ	6この点 点字を発明したルイ・ブライユ	ジェン・ブライアント
むらさきのスカートの女	今村 夏子	いじわるちゃん	たんじ あきこ
検事の信義	柚月 裕子	火山はめざめる	はぎわら ふぐ

各種大会の結果・表彰受賞をお知らせします。

(敬称略)

【第50回榛東村子ども会「上毛かるた大会」】

団体戦

- ・低学年
 - 優勝 2区B (写真①)
 - 準優勝 2区A
 - 第3位 11区A
- ・高学年
 - 優勝 13区B (写真②)
 - 準優勝 9区A
 - 第3位 17区

個人戦

- ・低学年
 - 優勝 1区 竹内 啓 (写真③)
 - 準優勝 12区 松岡 杏寿
 - 第3位 10区 岩崎 結人
- ・高学年
 - 優勝 12区 鈴木 渚 (写真④)
 - 準優勝 9区 齋藤 隼平
 - 第3位 18区 徳江 凜



【第48回群馬県陸上教室記録会】

- 男子小学5年100m 狩野 大成：第1位
岩崎 王我：第3位
- 女子小学5・6年100mH 山口 凜：第3位
- 男子小学生友好レース 山同 右秀：第5位

しんとう健康ダイヤル24
☎0120-077-005

24時間・年中無休 通話料・相談料無料

健康相談、医療相談、介護相談、育児相談や医療機関情報を提供します。
医療機関を受診すべきか迷ったら、まずは電話でご相談ください。
※電話番号は必ず非通知設定を解除してご利用ください。

お元気ですか
保健相談センター
です

予防接種は済んでいますか

「令和元年度の高齢者肺炎球菌・麻しん風しん2期」の期日は3月31日までです。

高齢者肺炎球菌

■対象者：令和元年度に指定の年齢となる人（昨年4月に予防票等を配布した方）

■対象期間：令和2年3月31日まで（期間内に接種して下さい。）

■自己負担額：2,000円

*生活保護受給世帯の方は、自己負担はありません。

■接種方法：医療機関にお問い合わせいただき、接種して下さい。

■注意事項

①対象期間を外れると定期接種では受けられません。

②過去に肺炎球菌ワクチンを接種した方は対象なりません。

③予防票を紛失してしまった方は再発行しますので、保健相談センターへお問い合わせ下さい。

麻しん風しん2期

■対象者：平成25年4月2日～平成26年4月1日生まれの方

■対象期間：令和2年3月31日まで（期間内に接種して下さい。）

■自己負担額：無料

■接種方法：医療機関にお問い合わせいただき、接種して下さい。

■注意事項

①対象期間を外れると定期接種では受けられません。

②予防票を紛失してしまった方は再発行しますので、保健相談センターへお問い合わせ下さい。

糖尿病の予防に関する講演会を開催します

糖尿病は自覚症状が少なく、放置すると、脳卒中や心筋梗塞や腎症など、さまざまな病気を引き起こす全身の病気です。糖尿病について知り、生活習慣の改善のヒントを学びませんか。

■実施日：2月5日（水）

■時間：（受付）午後1時15分～1時30分

（講演）午後1時30分～3時00分

■場所：保健相談センター

■講師：菊池内科クリニック 菊池 孝先生

■費用：無料

■申込み：1月31日までに保健相談センターへお申込みください。
■問い合わせ先 保健相談センター
☎0279-70-8052

●休日当番医●

※市外局番は0279です。

		内科		外科		耳鼻科		歯科	
1月	26日(日)	伊香保クリニック (伊香保) ☎72-4114	佐藤医院 (吉岡) ☎54-2756	関口病院 (渋川) ☎22-2378	いのうえ耳鼻咽喉科医院 (渋川) ☎30-1133	ほしかわ歯科医院 (渋川) ☎24-8835			
	2日(日)	本沢医院 (渋川) ☎23-6411	入内島内科医院 (渋川) ☎60-7322	渋川医療センター (子持) ☎23-1010	森医院 (渋川) ☎23-8733	山崎歯科医院 (渋川) ☎25-1184			
2月	9日(日)	神山内科医院 (渋川) ☎22-2181	ふるまき内科医院 (渋川) ☎25-8881	渋川市国保あかぎ診療所 (赤城) ☎56-2220	川島医院 (渋川) ☎22-2421	高橋歯科クリニック (渋川) ☎24-8211			
	11日(祝)	厚成医院 (渋川) ☎22-1060	赤城開成クリニック (赤城) ☎20-6500	とまるクリニック (渋川) ☎26-7711		吉岡歯科クリニック (渋川) ☎24-8289			
	16日(日)	斎藤内科外科クリニック (渋川) ☎22-1678	佐藤医院 (北橋) ☎52-3003	あだち整形外科 (渋川) ☎30-1170	いのうえ耳鼻咽喉科医院 (渋川) ☎30-1133	K歯科医院 (渋川) ☎22-2331			
	23日(祝)	井口医院 (渋川) ☎25-1100	竹内小児科 (吉岡) ☎30-5151	井野整形外科リハビリ内科 (吉岡) ☎30-5255		さいとう歯科医院 (子持) ☎53-5454			
	24日(月)	中野医院 (渋川) ☎22-1219	大井内科クリニック (吉岡) ☎30-5575	有馬クリニック (渋川) ☎24-8818		しまむら歯科医院 (渋川) ☎20-1182			

※耳鼻科、歯科の診療時間は正午までです。 ※夜間急患診療所(午後7時～11時、年中無休)☎23-8899

暮らしの情報

知

お知らせ

野焼きは禁止されています

ごみの野外焼却いわゆる「野焼き」は、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」及び「群馬県の生活環境を保全する条例」により、原則禁止されています。煙やにおいは、ご近所にとっては大変不快なものです。ごみは野焼きせず、適正に処理しましょう！

■野焼き禁止の例外

- ①国又は地方公共団体がその施設の管理を行うために必要な廃棄物の焼却
- ②震災、風水害、火災、凍霜害その他の災害の予防、応急対策又は復旧のために必要な廃棄物の焼却
- ③風俗慣習上又は宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却
- ④農業、林業又は漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却
- ⑤たき火その他日常生活を営む上で通常行われる廃棄物の焼却

例外で認められる野焼きでも、周辺から煙やにおいで苦情が寄せられた場合は、中止や焼却方法について指導の対象となります。ごみは野焼きせず、適正に処理しましょう！

であつて軽微なものであつて軽微なもの ※軽微とは、煙やにおい等で周辺生活環境へ悪影響を及ぼさない程度です。 ※ビニールやゴム等の焼却は、量の多少に関わらず禁止されています。

▼問い合わせ先 住民生活課

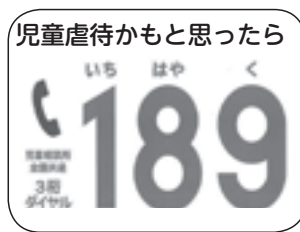
☎54-2211(内線122)

あなたの電話で救われる子どもがいます(児童相談所虐待対応ダイヤル189)

児童虐待は社会全体で解決するべき問題です。児童虐待かもと思つたらすぐにお電話ください。しつけが行き過ぎると虐待に当たることがあります。

子育てにおいて、しつけと称して、叩いたり怒鳴ったりすることは、子どもの成長の助けに

ならないばかりか、悪影響を及ぼしてしまつ可能性があります。



「マイナンバー制度」に便乗した詐欺などにご注意ください

「マイナンバー制度」に便乗して行政機関の職員などをかたる不審な電話や訪問が増加しています。「口座番号を教えてください」「マイナンバーを貸してほしい」などと言って個人情報や盗み出したり、金銭を要求したりするものです。

「マイナンバー制度」に便乗した詐欺や不審な電話、悪質な勧誘には、十分注意してください。不審な電話があつた場合にはすぐに切るようにし、訪問があつても応じないようにしましょう。不安な場合は相談してください。

■相談先 消費者ホットライン

☎1888

県消費生活センター

☎027-223-3001

群馬県地域別最低賃金は改正されました

最低賃金制度は、最低賃金法に基づき、国が賃金の最低限度を定め、使用者は最低賃金額以上の賃金を労働者に支払わなければならないとする制度です。最低賃金額より低い賃金を労使合意の上で定めても、それは無効とされ、最低賃金と同額の定めをしたものと見なされます。使用者も、労働者も、必ず確認してください。

	時間額	発効日
群馬県最低賃金	835円	令和元年10月6日
(産業別最低賃金) 特定最低賃金	製鋼・鉄素形材製造業	919円 令和元年12月28日
	一般機械器具製造業	908円 令和元年12月28日
	電気機械器具製造業	908円 令和元年12月28日
	輸送用機械器具製造業	908円 令和元年12月28日

Jアラートの試験放送

防災行政無線から、全国瞬時警報システム（Jアラート）の試験放送が行われます。

■日時 2月19日（水）午前11時頃

防災行政無線の放送内容は電話でも確認できます。

☎0279-54-3499



下水道つなぎ込み工事にご協力ください

村では、河川や農業用水などの公共用水域の水質汚濁防止と生活環境の改善を図るため、公共下水道事業、農業集落排水事業により下水道整備を進めています。公共下水道では、平成31年4月から新たに山子田、広馬場地区の一部が供用開始となりました。農業集落排水施設が整備されている地区を含め、既に下水道の使用が可能となっている地区にお住まいの方で、まだつなぎ込み工事をされていないご家庭につきましては、接続にご協力ください。

なお、つなぎ込み工事については、下水道指定工事店からの申請が必要となります。つなぎ込み工事を行う際には、お近くの下水道指定工事店へお申し込みください。環境保全のため、皆様のご協力をお願いします。

▼問い合わせ先 上下水道課
（☎54-2211）
内線151・152・153



日本下水道協会
下水道マスコットキャラクター「スイスイ」

募

募集

スキルアップセミナー参加者を募集します

◆新人向けWord&Excelビジネス基礎講座

■概要 新入社員やWord・Excelの初心者の方に向けて、基本的な操作方法を含め、ビジネスシーンでよく使われる機能を、実習を通して習得する講習です。

■日時 令和2年3月9日（月）、10日（火）

■午前9時～午後4時30分
■受講料 9,600円

■定員 10人

■応募締切 令和2年2月17日（月）

■持参物 筆記用具、テキスト

◆基礎からの機械加工

■概要 設計（図面の見方）から加工（汎用加工、NC加工）・測定までの一連の作業を通して、機械加工の基礎を習得する講習です。

■日時 令和2年3月16日（月）、17日（火）

■午前9時～午後4時30分
■受講料 9,600円

■定員 10人

■応募締切 令和2年2月25日（火）

■持参物 筆記用具、作業服、安全靴

■備考 詳細は、前橋産業技術専門校のホームページをご覧ください。

■開催場所

前橋産業技術専門校
（前橋市石関町124-1）

▼お申し込みとお問い合わせは、前橋産業技術専門校スキルアップセミナー担当
（☎027-230-2211）

普通救命講習会開催

渋川広域消防本部では、心肺蘇生法やAEDの使い方等を学ぶ救命講習会を開催します。

■日時 令和2年3月7日（土）午前9時～12時

■場所 渋川広域消防本部
2階会議室

（渋川市渋川1815番地51）

■講習料 無料

■対象者 渋川広域圏内在住、在勤、在学の方

■申込期限 令和2年2月28日（金）午後5時まで

※受付時間は、平日の午前9時～午後5時です。

■修了証 講習会を修了された方には修了証を交付します。

■申込先 渋川広域消防署 救急講習担当
（☎0279-25-0119）

・当日は、動きやすい服装でお越しください。

緑化講座「家庭で楽しむシャインマスカットの育て方」

■概要 ブドウの品種の中でもシャインマスカットは人気が高く、家庭で栽培する方が増えています。栽培の正しい知識や良い実をならせるためのポイントを学びます。

■日程 令和2年2月6日（木）

■時間 午前10時～正午

■場所 県緑化センター
（邑楽町中野）

■対象 県民で受講を希望される方

■定員 60人（先着順）

■費用 無料

■申込期間 1月20日（月）～2月5日（水）

■申込方法 電話
群馬県緑化センター
（☎0276-88-7188）

しんとう安全・安心メールにご登録を

村内の防災、防犯、火災、行政情報等を電子メールにて配信するサービスです。

登録は、空メールを送信して手続きを行ってください。

ml.shinto@e-park.ne.jp



広報カレンダー 2月

日	月	火	水	木	金	土
26 ☎8:30 日曜税務窓口	27	28	29	30	31	1 ☎10:00 豆まきと升作り
☎14:00 豆まき	3 ☎10:00 はつらつ教室 ☎13:30 健康相談	4	5 ☎10:00 コツコツ骨太教室 ☎13:15 糖尿病予防講演会	6 ☎10:30 子育てサロン アイアイ ☎19:30 脱メタボ健康教室	7 ☎10:00 エアロピクス ☎10:00 羊毛フェルト教室⑦	8
9 ☎10:00 はつらつ教室 ☎13:30 健康相談 ☎13:30 楽集シネマ	10	11 建国記念日	12 ☎10:00 障害福祉なんでも相談	13 ☎9:30 すくすく教室 (母乳・栄養相談) ☎10:45 すくすく教室 (ベビーマッサージ) ☎19:30 脱メタボ健康教室	14 ☎10:00 羊毛フェルト教室⑧ ☎13:30 心配ごと相談	15 ☎13:30 ふるさと歴史講座
16	17	18 ☎13:00 2歳児健診	19 ☎10:00 コツコツ骨太教室 ☎13:30 人権相談	20 ☎13:15 2歳半歯科相談 ☎19:30 脱メタボ健康教室	21 ☎10:00 羊毛フェルト教室⑨	22
天皇誕生日 ☎8:30 日曜税務窓口	24 振替休日	25 ☎15:00 手話通訳者設置	26 ☎13:00 乳児健診	27 ☎19:30 脱メタボ健康教室	28 ☎10:00 羊毛フェルト教室⑩ ☎13:00 3歳児健診 ☎13:30 無料法律相談	29 ☎10:00 ひな人形作り ☎13:30 ふるさと歴史講座

※ふれあい館休館日
2月10日(月)、2月25日(火)

実施場所

☎村役場 ☎保健相談センター ☎ささえの家 ☎中央公民館 ☎南部コミセン ☎ふれあい館 ☎耳飾り館
☎児童館 ☎しんとうスポーツアリーナ ☎楽集センター ☎総合グラウンド ☎ふるさと公園 ☎棟東中体育館

【有料広告欄】

家族の夢かなえる住まい
新築・リフォーム・土木・不動産・上下水道・解体・ガラス
(本店)棟東村広馬場 2207-1 (高崎支店)高崎市中泉町 640-9

ぐん・せい建商(株)

0120-266-110 <http://www.gunsei.com>

ぐんせい

標名の大地と
水で育った味自慢

しんとうふるさと夢工房
TEL 0279-54-1890

店頭販売
月・火・木・金(12:00~15:00)



長期優良住宅から介護リフォーム、網戸・畳交換まで

(有)羽鳥製材所

TEL.0279-54-5142

北群馬郡棟東村山子田1439-1 URL <http://www.hatori-woody.co.jp>

ぐんまの木の家「こもれび」北群馬郡棟東村新井3252-5

AOBA DENTAL CLINIC

あおば歯科医院

謹んで新春の御慶びを
申し上げます。

診療時間/AM8:30~PM12:00
PM2:30~PM 7:00
休診日/日曜日・祝祭日・水曜日
(祝日のある週は水曜診療日)

棟東村新井1223-1
☎0279-25-8820

いちご直売

2017年 知事賞受賞 **ストロベリー**
12月~5月 月曜定休日 **みなみ**

自衛隊正門を南へ400m
棟東村広馬場2483 ☎0279-55-0127
<http://www.strawberryminami.jp/>

広告募集中

広告の掲載に関するお問い合わせは、役場総務課
(☎54-2211 内線252)へ



保健事業等功労者知事表彰

11月17日（日）、榛東村食生活改善推進員連絡協議会の小谷野美代子さん（5区）が、令和元年度保健事業等功労者知事表彰を受賞されました。これは、公衆衛生関係事業の推進活動を積極的に行い、その功績が顕著であったことが認められたものです。（受賞部門：健康増進部門）



地域で川の清掃を

12月8日（日）、8区の地元住民で構成する八幡会（木村秀豊会長）が、八幡川の河川清掃を実施しました。約25名が参加し、河川の草刈りや雑木の伐採を行いました。

自分たちの地域は、自分たちできれいにしたいという思いで活動しています。



榛東村消防団出初式

1月5日（日）、役場駐車場で榛東村消防団の出初式が行われました。真塩村長の開始宣言で始まった式典は、姿勢服装点検や分列行進などが行われ、無火災表彰では、第1分団、第2分団が表彰されました。式典終了後には、一斉放水訓練が行われ、放水技術が披露されました。

音楽で心豊かに

11月24日（日）、榛東中体育館で、「第20回地域ふれあい村の音楽会」が開催されました。中学校吹奏楽部と陸上自衛隊第12音楽隊による演奏で、J-POPやアラジン・メドレーなど親しみのある名曲を披露していただきました。最後は「ふるさと」の演奏に合わせて来場者も一緒に合唱しました。



由美かおるさんが講演を行いました

12月14日（土）南部コミュニティセンターで、女優の由美かおるさんをお招きして、文化講演会を行いました。「心とからだの健康～西野流呼吸法～」と題し、ご自身が実践している呼吸法について、実演を交えながらお話いただき、来場者も一緒に呼吸法の練習をしました。



無病息災を願って―道祖神祭り―

1月11日（土）～13日（月）金にかけて、村内各所で、道祖神祭り（どんど焼き）が行われ、正月のお飾りやだるま、お札などを各家から持ち寄り御焚き上げが行われました。家で作った繭玉飾りを、その炎で焼き、食べて無病息災・五穀豊穡を願います。（写真は10区）



黒髪山神社 節分祭

問い合わせ先／教育委員会事務局 (☎54-2211 内線262)

毎年この日に行われている節分祭、荘厳な雰囲気の中、護摩たき等の祭典が執り行われます。

祭典終了後、総代による豆まきや福投げが行われます。



■日時…2月3日(月)
正午～

■場所…黒髪山神社

■内容…祭典、豆まきや福投げ

宿稻荷神社 初午大祭

問い合わせ先／教育委員会事務局 (☎54-2211 内線262)

初午の日とは2月最初の午の日のことです。(今年は2月9日)この日は全国の稲荷神社の祭礼日で、豊作、商売繁盛、開運、家内安全を祈願します。

村指定文化財である見事な獅子舞も披露されますので、みなさんお越しく下さい。

■日時…2月9日(日)
午前11時～

■会場…宿稻荷神社

■内容…獅子舞奉納、祭典



しんとう・ふるさと歴史講座

問い合わせ先／耳飾り館 (☎54-1133)

歴史や文化について、ふるさとである榛東村を交えながら解説します。

電話にてお申込みください。(先着順)

■①「榛東村の大福院」

講師 廣場山 大福院資 小野関 隆香氏

日時 2/15(土) 午後1時30分～3時30分

■②「榛東村域に関する古文書を読むⅠ」

講師 群馬県立文書館 関口 荘右氏

日時 2/29(土) 午後1時30分～3時30分

■場所 耳飾り館特別展示室

■参加費 各回300円(榛東村民200円)



広報しんとう 2020年1月号 No.587

発行：榛東村 編集：総務課

〒370-3593群馬県北群馬郡榛東村大字新井790番地1

☎0279-54-2211 FAX0279-54-8225

ホームページアドレス <http://www.vill.shinto.gunma.jp/>

人口と世帯

(12月末日現在)

総人口 14,676人(-15)

男 7,481人(-8)

女 7,195人(-7)

世帯数 5,889戸(-11)

※()は対前月

編集だより

明けましておめでとうございます。

表紙は、成人式の写真です。久しぶりの同級生や恩師との再会を喜んでいる様子が印象的でした。大人の仲間入りをした新成人の皆さんが、これから榛東村で活躍されることを楽しみにしています。(大山)